

平成 30 年 12 月 3 日

日本関税協会 横浜支部 殿

横 浜 税 関

### 「知的財産侵害物品取締強化期間」における協力依頼について

平素から税関行政に対し深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、税関では、国民の安全・安心を守り、我が国の経済・社会秩序を維持するため、不正薬物等の社会悪物品やテロ関連物資をはじめ、知的財産侵害物品についても、水際阻止を重要課題の一つとして位置付けて、全力をあげて取締りを実施しております。

今般、下記のとおり「知的財産侵害物品取締強化期間」を設定し、輸入貨物に対する貨物確認等について水際取締りを強化することとしております。

期間中、貨物確認等の頻度が増加することになりますが、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

実施期間：平成 30 年 12 月 5 日（水）～12 月 14 日（金）

特に以下のような事例がございましたら是非ご連絡下さい。

- ・有名ブランドによく似た商標（商品のロゴやマーク）が付された貨物を見かけた。
- ・高級ブランド品なのに、貨物の作りや包装・梱包が雑である。
- ・貨物や外装等に付されている商標のバランスが悪い、雑である等の違和感がある。

横浜税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/yokohama/>  
密輸情報提供ページ <https://www.customs.go.jp/quest/index.htm>  
(「関税局・各税関へのご意見・ご要望の受付」画面にてご投稿下さい)



フリーダイヤル シ ロ イ ク ロ イ

密輸ダイヤル（24 時間） 0120-461-961

QR コード

メールアドレス E-mail: yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp